

■ 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について

条例制定の背景

- 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。



- 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加 (3,000m²未満の開発が約38%に)
- 市町村による流域対策の低迷 (ため池治水利用施設の対策率は約42%)
- ため池の減少による保水力の低下 (約15年で約400個のため池が減少)
- 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

1. 地図 - 実状
・河川網
・排水網
・土地利用
・人口分布
2. 計画
・都市計画
・農地計画
・森林計画

条例の目的

- 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- 総合治水の取り組みを体系的に実施



- 浸水被害の軽減及び拡大の防止
- 企業誘致などの基盤となる治水安全度の向上
- 県民のくらしの向上

条例の特徴

- ① 「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。
- ② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。 【従来】3,000m²以上 → 【条例】1,000m²以上
- ③ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます
- ④ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。
- ⑤ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくります。

ながす対策（治水対策）

降った雨を河川で安全に流すために、河川整備や維持管理を行います。

- ・大和川水系河川整備計画に基づき、河川の整備、河川管理施設の維持管理を行う。

ひかえる対策（土地利用対策）

浸水のおそれのある区域での市街化を抑制します。

- ・市街化抑制区域を指定し、公表します。
- 市街化抑制区域とは、10年確率降雨で想定浸水深が50cm以上の区域（市街化調整区域に限る）
- ・市街化抑制区域を、新たに市街化区域として定めないものとする。（対策が講じられる場合は除く）

ためる対策（流域対策）

- 降った雨が一気に川に流れ出ないように、一時的に雨を貯める対策を行います。
- ・特定開発行為をしようとする者は、知事が定める基準に適合する防災調整池を設置しなければなりません。
 - ・防災調整池の設置が完了したときは、管理者等を届け出なければなりません。
 - ・防災調整池の管理者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池の機能を維持するために適正な管理を行わなければなりません。

- 特定開発行為とは
 - (1) 1,000m²以上の都市計画法、宅地造成等規制法、採石法、砂利採取法の規定により知事の許可又は認可を受けなければならない開発行為等
 - (2) 10,000m²以上の森林法の規定により知事の許可を受けなければならない開発行為

- ・雨水貯留浸透施設の整備と適正な管理
- ・ため池治水利用施設の整備と適正な管理
- ・水田貯留施設の整備と適正な管理

- ・ため池の保全
- ・農地の保全
- ・森林の保全

総合治水の推進体制

流域の上下流市町村が連携して一体的に取り組む仕組みをつくります。

- ・県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結することができます。
- ・協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。
- ・計画に基づく県の施策を優先的に実施し、計画に基づく市町村の施策を積極的に支援します。

16市町、6下部へ波打
人口20万弱を主

■ 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について

1 条例案の概要

(1) 条例の目的、定義、基本理念、各主体の責務等

①目的	○ 大和川流域における総合治水に際し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。
②定義	○ 「大和川流域における総合治水」、「特定開発行為」などの定義づけを行う。
③基本理念	○ 大和川流域における総合治水は、大和川流域の関係者の継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域の関係者が相互に連携し、及び協働することにより推進されること。
④各主体の責務	○ 「県」、「県民」、「事業者」の責務を定める。
⑤財政上の措置	○ 県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 県の基本的施策について

⑥河川整備	○ 県は、大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行い、河川管理施設の的確な維持修繕を実施する。
⑦防災調整池等	○ 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、特定開発行為の内容を知事に届け出る。変更も同様とする。 ○ 特定開発行為をする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置する。 ※ 特定開発行為とは、採石法、宅地造成等規制法、砂利採取法、都市計画法に基づく千平方メートル以上の開発及び森林法に基づく一万平方メートルを超える開発を行うための許認可が必要な行為を総称したものという。

⑧監督処分	○ 知事は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置しない者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。 ○ 知事は、特定開発行為をする者が設置する防災調整池等が基準に適合しないと認めるときは、特定開発行為をする者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
⑨設置の完了の届出等	○ 特定開発行為をする者は、防災調整池等の設置が完了したときは、知事が定めるところにより、知事に届け出る。 ○ 知事は、設置完了の届出に係る防災調整池等について基準に適合するか否かの検査を行う。 ○ 防災調整池等の管理者を変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出る。
⑩管理者の義務	○ 防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。 ○ 知事は、防災調整池等の管理者が適正な管理を怠ったと認めるときは、防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
⑪雨水貯留浸透施設	○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ 雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。
⑫ため池治水利用施設	○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。

■ 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について

⑩水田貯留施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、水田貯留施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ 水田貯留施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。 	⑪支川流域市町村との協定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、大和川の支川の流域において上下流が一体となった施策を推進し、及び大和川の支川の流域の市町村（以下「支川流域市町村」という。）のまちづくりに資するため、支川流域市町村その他事業者と協定を締結することができる。
⑫ため池の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ ため池について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、ため池の保全に努める。 ○ 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 ○ 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、適切な措置を講ずる。 	⑬協定に基づく計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、支川流域市町村と協定を締結したときは、当該支川流域市町村に係る大和川流域における総合治水の推進に関する計画を当該支川流域市町村と策定し、公表する。 ○ 知事は、毎年度一回、計画に記載された施策の実施状況を公表する。 ○ 県は、計画に記載された施策について、県が実施するものにあっては積極的に推進し、市町村が実施するものにあっては積極的に支援する。
⑮農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、農地の保全に努める。 	(3) 罰則	
⑯森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、森林の保全に努める。 	⑭罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に該当する者に対し、罰則を科する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督処分及び防災調整池の適正な管理を怠った管理者に対する命令の規定による知事の命令に違反した者 ・ 特定開発行為に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 ・ ため池の廃止に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
⑰立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、防災調整池の規定の施行に必要な限度において、その職員に特定開発行為の対象となる土地等に立ち入り、関係書類等を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。 	(4) 施行期日	
⑱(仮称)市街化抑制区域の指定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が五十センチメートル以上の土地の区域（市街化調整区域内に限る。）を（仮称）市街化抑制区域に指定することができる。また、（仮称）市街化抑制区域を指定したときは、速やかに公表する。 	平成30年4月1日	<p>ただし、⑦防災調整池等、⑧監督処分、⑨設置の完了の届出等、⑩管理者の義務、⑪支川流域市町村との協定、⑫ため池の保全の一部、⑬協定に基づく計画、⑭罰則の項目は平成30年10月1日とする。</p>
⑲市街化区域への編入の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、都市計画区域の区域区分を決定文は変更するときは、原則として、（仮称）市街化抑制区域を新たに市街化区域として定めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合は、この限りでない。 	3	

■ 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について

■ 奈良県総合治水対策推進委員会の開催

○ 開催要旨

- ・第7回委員会では、パブリックコメントに掛ける骨子（案）や罰則規定などについて県の考え方を提示し、委員の方々の意見を伺いました。

《第7回 奈良県総合治水対策推進委員会の開催（公開）》

- ✓ 平成29年 6月14日（水）10：00～11：20
- ✓ 奈良県文化会館 2F 集会室A・B



■ 委員会での主な意見

- ・「大和川流域における総合治水に関する条例」の実効性を担保するため、条例独自の罰則を定める県の考え方を支持する。
- ・市街化調整区域において一定規模の浸水の発生が予想される区域について、市街化区域への編入を抑制する県の取組を支持する。
- ・条例の施行、罰則の施行については、各々適切な周知期間を設けることについて理解する。
- ・条例で位置づけられた知事が定める基準については、条例を施行するまでに明確にする必要がある。

■ 今後のスケジュール（案）

《第29回 大和川流域総合治水対策協議会の開催（公開）》

- ✓ 平成29年 7月 5日（水）11：00～12：00
- ✓ ホテルリガーレ春日野
- ✓ 委員 <座長>近畿地方整備局長
<委員>奈良県知事
流域24市町村長
- ✓ 議題 ・総合治水条例の内容について
・パブリックコメントの実施について
・その他（条例策定スケジュール案）

- いきゆき？



《条例の骨子案についてパブリックコメントを実施（予定）》

- ✓ 平成29年 7月 6日（木）～ 8月 4日（金）
- ✓ 条例の骨子案の公開場所：奈良県河川課HP、県河川課
県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー
- ✓ 意見の収集方法：電子申請（e京都なら）、郵送、FAX

※いただいたご意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する県の考え方や条例案とともに河川課のHPで公表を予定。



9月議会上程（予定）



平成30年4月1日施行（予定）

ただし、「1 条例案の概要」に示した⑦防災調整池、⑧監督処分、⑨設置の完了の届出等、⑩管理者の義務、⑪ため池の保全の一部、⑫立入検査、⑬罰則の項目は平成30年10月1日（予定）とする。